多治見市新型コロナウイルス感染症対応副業人材活用事業支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成８年規則第14号）第20条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対応副業人材活用事業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により変化が生じた社会において、中小企業者等が副業人材を活用し、デジタル化の推進並びに経営に関する立案の向上及び経営課題の解決を図ることによって、中小企業者等の事業を発展させ、もって地域経済の活性化に資することを目的として交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　中小企業者等　市内に事業所を有する中小企業者及び個人事業主をいう（ただし、政治活動又は宗教活動を目的とする事業を営む者は除く。）。

（２）　副業人材　中小企業者等との間で契約を締結し、主とする労働以外の時間を活用して、当該契約に係る業務に従事する者をいう。

（３）　マッチング事業　中小企業者等が副業案件掲載サイト運営事業者、人材紹介事業者等を介して副業人材を募集する事業をいう。

（４）　副業人材活用事業　中小企業者等が副業人材の専門的な知見及び実務経験を活用して実施する事業であって、前条第２項の目的に照らし市長が適当と認めるものをいう。

（対象者）

第３条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等であって今後も市内において事業を継続する意思があるものとする。ただし、次の各号に該当する者は補助の対象としない。

（１）　市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納している者（市長に対し分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める者を除く。）

（２）　多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第２条第１号に規定する暴

力団又は同条第２号に規定する暴力団員等

（３）　その他第１条第２項に規定する目的に照らし市長が不適当と認める者

（補助対象事業及び補助対象経費等）

第４条　補助対象事業は、マッチング事業及び副業人材活用事業とする。

２　補助対象経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、経費のうち消費税及び地方消費税相当額は除く。

（１）　マッチング事業　中小企業者等が副業案件掲載サイト運営事業者、人材紹介事業者等へ支払う経費

（２）　副業人材活用事業

ア　鉄道賃、航空賃、バス料金及び船賃の実費（ただし、最も経済的かつ合理的と認められる経路であって、公共交通機関の利用に要する経費とする。）

イ　宿泊費（食費を除く。）

ウ　副業人材の活動に必要と認められる経費

３　補助額は、補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額とする。ただし、同一の補助対象者につき10万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

４　補助金の交付総額は、予算で定める額以下とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、副業人材活用事業支援補助金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の着手前までに市長に提出しなければならない（令和４年12月28日以前に限る。）。

（１）　誓約書

（２）　市税等納付状況確認同意書

（３）　申請者の事業概要が分かるもの

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、副業人材活用事業支援補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第７条　前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知書に係る補助事業の計画等の変更又は廃止をしようとする場合は、次に掲げるときに限り、副業人材活用事業支援補助金補助事業変更・廃止承認申請書（別記様式第３号）により市長に申請しなければならない。

（１）　補助金の額を増額するとき

（２）　補助対象経費が20パーセント以上減額となるとき

（３）　補助事業の目的又は内容を変更するとき

２　市長は、第１項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該交付決定者に副業人材活用事業支援補助金補助事業変更・廃止承認書（別記様式第４号）により通知するものとする。

（実績報告）

第８条　交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日を経過した日又は令和５年１月31日のいずれか早い日までに副業人材活用事業支援補助金補助事業実績報告書（別記様式第５号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　マッチング事業

ア　副業案件掲載サイト等運営事業者、人材紹介事業者等との間で締結した契約書等の写し

イ　副業案件掲載サイト等運営事業者、人材紹介事業者等への支払いを証する書類の写し

（２）　副業人材活用事業

ア　副業人材との間で締結した契約書等の写し

イ　副業人材の活動に要した経費の支払いを証する書類の写し

ウ　副業人材の職務経歴書

（３）　その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、交付決定者に副業人材活用事業支援補助金額確定通知書（別記様式第６号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条　交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知の日から起算して30日を経過する日又は令和５年２月28日のいずれか早い日までに副業人材活用事業支援補助金請求書（別記様式第７号）により市長に対し補助金の支払を請求するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容その他この要綱若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

（３）　法令又はこれに基づく処分に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

（その他必要な事項）

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、多治見市補助金等交付要綱（平成８年告示第29号）に定めるところによる。

附　則

１　この要綱は、告示の日から施行する。

２　この告示は、令和５年３月31日までに廃止するものとする。

３　多治見市補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

別表第１　７　商工の款３　一般商工業振興対策事業の項２　中小企業者支援事業の目５　多治見市新型コロナウイルス感染症に係る土地賃借料補助事業の節を同目６　多治見市新型コロナウイルス感染症に係る土地賃借料補助事業の節とし、同目４　多治見市タジコン創業者フォローアップ事業の節を同目５　多治見市タジコン創業者フォローアップ事業の節とし、同目３　新型コロナウイルス感染症対応信用保証料補給事業の節の次に次のように加える。

４　新型コロナウイルス感染症対応副業人材活用支援事業

	1　新型コロナウイルス感染症対応副業人材活用支援事業	市の新型コロナウイルス感染症対応副業人材活用事業支援補助金交付要綱による。	要綱による。	要綱による。	要綱による。	

別記様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

多治見市長

所在地（住所）
名称（氏名）
代表者氏名　　（※）
(※)記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）。
電話番号

副業人材活用事業支援補助金交付申請書

多治見市新型コロナウイルス感染症対応副業人材活用事業支援補助金交付要綱第５条の規定により補助金の交付を申請します。

記

１　事業名（該当するものに○を記入）

	マッチング事業

	副業人材活用事業

２　補助事業の概要
（１）　補助事業計画書（別紙１）
（２）　補助経費内訳書（別紙２）

３　補助金交付申請額　　金　　円

４　添付資料
（１）　誓約書
（２）　市税等納付状況確認同意書
（３）　申請者の事業概要が分かるもの

（別紙１）

補 助 事 業 計 画 書

<table>
<tr><td rowspan="5">申請者の概要</td><td>名　称（氏　名）</td><td></td></tr>
<tr><td>本社所在地
（市内事業所所在地）</td><td></td></tr>
<tr><td>資本金</td><td></td></tr>
<tr><td>従業員数</td><td></td></tr>
<tr><td>業種及び主な事業内容</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">担　当　者</td><td>部　署　名</td><td></td></tr>
<tr><td>職 ・ 氏 名</td><td></td></tr>
<tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td></td></tr>
<tr><td>副業人材を活用する目的等</td><td colspan="2">１　現状と経営課題

２　必要とする副業人材の知見・実務経験等

３　副業人材の具体的な活用方法、従事予定の業務

４　副業人材の活用における到達目標（具体的な数値目標等）</td></tr>
</table>

（別紙２）

補 助 経 費 内 訳 書

（1） マッチング事業

事 業 者 名	※副業案件掲載サイト運営事業者、人材紹介事業者等の名称を記入
補助対象経費	円 ※消費税及び地方消費税額を除くこと。
交 付 申 請 額	円 ※補助対象経費の１／２。千円未満切り捨て。

（注１）経費が分かる資料（見積書、事業者サイト等の写し）を添付すること。

（2） 副業人材活用事業

出発・到着地	～			
旅 費 明 細	費 目		金額（税抜）	利 用 区 間
	交通費	鉄道賃	円	～
		航空賃	円	～
		バス料金	円	～
		船賃	円	～
宿泊費（食費を除く。）			円	
その他の経費			円	
小 計（A）			円	
補助金交付申請額 ※（A）×１／２。千円未満切り捨て。			円	

（注１）出発・到着地は、都道府県名及び市区町村名を記載すること。

（注２）交通費は、旅費の明細が分かる資料（経路検索サイト等による旅費・経路等写し）を添付すること。

（注３）交通費は、グリーン車料金等の特別料金は含めないこと。

（注４）経費は、消費税及び地方消費税額を除くこと。

（注５）記入欄に記載できない場合は、別紙に内容を記載し、添付すること。

誓 約 書

1　当社（私）は、多治見市新型コロナウイルス感染症対応副業人材活用事業支援補助金交付について、以下の事項のとおり誓約します。

（1）　今後も市内において事業を継続する意思があること。

（2）　市税等の滞納はなく、今後も滞納しないこと。または、市長に対し分納の誓約をし、かつ、誠実に履行します。

（3）　多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員等でないこと。

（4）　多治見市新型コロナウイルス感染症対応副業人材活用事業支援補助金交付要綱第11条に該当することになったときは、同条の規定に基づく返還請求に従い、補助金の一部又は全額を返還すること。

2　当社（私）は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを誓約します。

（1）　暴力的な要求行為

（2）　法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）　脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4）　偽計若しくは威力を用いて市行政の信用を毀損し、又は市行政の業務を妨害する行為

（5）　その他前各号に準ずる行為

多治見市長

年　月　日

住　所

名　称

代表者氏名　　（※）

（※）記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）

別記様式第２号（第６条関係）

副業人材活用事業支援補助金交付決定通知書

補助指令番号	多治見市指令　財　第　　号
補助金交付対象者	所在地（住所） 名称（氏名） 代表者氏名

年　　月　　日付けで申請のありました事業に対し、多治見市新型コロナウイルス感染症対応副業人材活用事業支援補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定しましたので、通知します。

年　　月　　日

多治見市長　　印

補助金交付決定額　　円

（１）　この補助金は、交付決定の内容以外に使用してはならない。

（２）　次に掲げる補助事業の計画等の変更又は廃止をしようとするときは、あらかじめ市長へ協議を行い、承認を受けなければならない。

ア　補助金の額を増額するとき

イ　補助対象経費が 20 パーセント以上減額となるとき

ウ　補助事業の目的又は内容を変更するとき

（３）　この事業が完了したときは、実績報告書に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

（４）　その他多治見市新型コロナウイルス感染症対応副業人材活用事業支援補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

別記様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

多治見市長

所在地（住所）

名称（氏名）

代表者氏名　　（※）

（※）記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）。

電話番号

副業人材活用事業支援補助金補助事業変更・廃止承認申請書

標記補助事業を、下記のとおり変更・廃止したいので、多治見市新型コロナウイルス感染症対応副業人材活用事業支援補助金交付要綱第７条第１項の規定により申請します。

記

補助指令年月日	年　　月　　日	補助指令番号	第　　号
補助金等交付決定額	円		
変更・廃止の理由			
変更承認申請額	円		

添付文書

（１）　変更後の補助経費内訳書

（２）　変更後の補助事業計画書

（３）　その他変更等の内容を説明するもの

別記様式第４号（第７条関係）

副業人材活用事業支援補助金補助事業変更・廃止承認書

多治見市指令第　　号

年　　月　　日付けで変更・廃止申請のありました事業に対し、多治見市新型コロナウイルス感染症対応副業人材活用事業支援補助金交付要綱第７条第２項の規定により、承認しましたので通知します。

年　　月　　日

多治見市長　　印

交付決定者
所在地又は住所
名称（氏名）及び代表者名
様

記

１　補助事業名

２　補助金交付決定額

変更前	変更後
円	円

別記様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

多治見市長

所在地（住所）
名称（氏名）
代表者氏名　　（※）
（※）記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）。
電話番号

副業人材活用事業支援補助金補助事業実績報告書

年　月　日付け多治見市指令　第　　号で、補助金交付決定の通知があった標記補助事業の実績について、多治見市新型コロナウイルス感染症対応副業人材活用支援補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事　業　種　別	補助対象経費 （消費税等を除く。）	補助金申請額 （補助対象経費×1/2） ※千円未満切り捨て。
（１）マッチング事業	円	円
（２）副業人材活用事業	円	円
合　　計	円	円

添付書類

１　補助事業に関する実績報告（別紙１）
２　次に掲げる事業に応じ、当該区分に掲げる書類
（１）　マッチング事業
ア．副業案件掲載サイト等運営事業者、人材紹介事業者等との間で締結した契約書等の写し
イ．副業案件掲載サイト等運営事業者、人材紹介事業者等への支払いを証する書類の写し
（２）　副業人材活用事業
ア．副業人材との間で締結した契約書等の写し
イ．副業人材の活動に要した経費の支払いを証する書類の写し
ウ．副業人材の職務経歴書
３　その他市長が必要と認める書類

（別紙１）

補助事業に関する実績報告

<table>
<tr><td rowspan="5">副業人材の
概要及び活動
実績</td><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td></td></tr>
<tr><td>活 動 期 間</td><td>年　　月　　日 ～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">活動内容及び実績</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業の成果</td><td>自社経営課題の解決状況</td><td></td></tr>
<tr><td>副業人材の活用における数値目標の到達状況</td><td></td></tr>
<tr><td>副業人材の今後の活用方針</td><td></td></tr>
</table>

（注１）　活動内容及び実績について、副業人材活用事業における補助を受けようとする場合は、活動日時、訪問先、活動内容がわかるよう記録すること。

（注２）　記入欄に記載できない場合は、別紙に内容を記載し、添付すること。

別記様式第６号（第９条関係）

副業人材活用事業支援補助金額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のありました事業に対し、多治見市新型コロナウイルス感染症対応副業人材活用事業支援補助金交付要綱第９条の規定により、交付額を確定しましたので通知します。

年　　月　　日

多治見市長　　印

交付決定者
所在地（住所）
名称（氏名）
代表者氏名

記

補助金交付確定額

円

※交付確定額が交付申請額と異なる場合は、その理由

別記様式第７号（第 10 条関係）

年　　月　　日

多治見市長

所在地（住所）
名称（氏名）
代表者氏名
電話番号

副業人材活用事業支援補助金請求書

年　月　日付け多治見市指令　第　　号　で、交付決定の通知があった標記補助金について、多治見市新型コロナウイルス感染症対応副業人材活用事業支援補助金交付要綱第 10 条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請　求　金　額	円

補助金振込先

金融機関名	
本　支　店　名	
口　座　種　別	普　通　・　当　座
口　座　番　号	
（フリガナ） 口座名義人	